

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6 TEL:06-6209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 FAX:06-6209-8145

◇ 手形払いの指導基準の変更

Q : 下請け業者の手形で支払う場合の指導基準が変更になったとか。どのようになったのですか？

A : 次のようになりました。

【解説】

令和6年4月30日に公正取引委員会事務局官房審議官から「手形が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導基準の変更について」が発せられました。

内容は次のとおりです。

手形を下請代金の支払手段として用いる場合には、下請事業者の利益を保護する観点から、昭和41年以降、業界の商慣行、金融情勢等を総合的に勘案して、ほぼ妥当と認められる手形の交付日から手形の満期までの期間(手形期間)の基準(指導基準)について、繊維業は90日、その他の業種は120日とし、親事業者がこれを超える長期の手形を交付した場合、割引困難な手形に該当するおそれがあるとして、その親事業者に対し、指導してきたところであるが、今般、改めて業界の商慣行、金融情勢等を総合的に勘案して、指導基準について、業種を問わず60日とするとなりました。

そして、令和6年11月1日以降、親事業者が下請代金の支払手段として、手形期間が60日を超える長期の手形を交付した場合、割引困難な手形に該当するおそれがあるとして、その親事業者に対し、指導するようにとのことです。

